95　削除	95　(1)　大阪府和泉市室堂町675　(143.00) (2)　大阪府高石市高砂３－１　(53.00)	北緯34度28分03秒東経135度28分17秒の地点と北緯34度32分15秒東経135度24分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［96　略］	［96　同左］	
97　削除	97　(1)　大阪府大東市中垣内５－３－１　(51.60) (2)　大阪府東大阪市上石切町２－1451－23　(607.50)	北緯34度42分18秒東経135度38分30秒の地点と北緯34度41分23秒東経135度40分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［98～204　略］	［98～204　同左］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十七　令和五年総務省告示第三百十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1　削除	1　(1)　北海道函館市銚子町18－１　(65.70) (2)　北海道函館市新八幡町149　(58.80)	北緯41度50分46秒東経141度08分32秒の地点と北緯41度49分51秒東経141度08分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［２～12　略］	［２～12　同左］	

［２～４　略］　［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十八　令和六年総務省告示第百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［１・２　略］	［１・２　同左］
3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域	3　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～59　略］	［１～59　同左］	